

## 新価保険における被保険利益

木 村 栄 一

### 一

損害保険は偶然なる一定の事故によって生ずることあるべき損害の填補を以てその目的としている。保険者は、附保物が事故発生時に有した価額、すなわち時価を越えて損害填補の責に任ずることはない。これは実損害填補の原則といわれ、保険による利得禁止の要請から当然のことといわれている。

しかるにもし被保険者が、例えば焼失家屋を再築しようとするれば、時価填補額では十分でなく、再築価額(いわゆる新価)と時価との差額を自ら負担しなければならぬ。新価と時価との差額が大きいとき、特にインフ

レーションの時代には、被保険者の出費は大きい。保険契約締結のとき保険価額一杯まで十分に保険に附した被保険者は、事故が発生したとき給付された保険金が減価分を差引かれ再築費用に足りないことを知って、脹れ面(Tanges Gesicht)をするであろう。このような、再築又は再調達のために被保険者が支出を必要とする費用に対して生れたのが、いわゆる新価保険である。

新価保険には、減価保険 (depreciation insurance, difference insurance; Entwertungsversicherung; assurance de dépréciation; assicurazione contro il deprezzamento per vetusta)、『老朽保険 (assurance-vétusté)』ないし新価補充保険 (Neuwertzusatzversicherung, Neuwertergänzungs-

versicherung) という名で呼ばれ、事故発生の場合に、再築または再調達価額と時価との差額、つまり普通の保険で担保されない減価額ないし新旧交替額を、普通の保険とは別個の独立した一個の保険としてカバーし、普通の保険の補充的形態をとる場合と、単に新価保険 (Neuwertversicherung: assurance valeur à neuf; assicurazione del valore a nuovo) または再築保険 (replacement insurance, replacement cost insurance, reinstatement insurance, re-instatement value insurance) といわれ、事故発生の場合に、再築または再調達価額、つまり新価を填補するもの、換言すれば時価損害額と減価額とを併せて一個の保険でカバーする形をとるものとある。普通新価保険という場合には専ら後者の形の保険を指している。

(1) Bänninger, Die Neuwertversicherung in der Schweiz, ihre Zulässigkeit und heutige rechtliche Ausgestaltung, 1962, S. 2.

十六世紀の頃北ドイツのシュレスヴィヒ・ホルシュタイン (Schleswig-Holstein) 地方に多数存在していた火災ギルドの中には、その組合員が火災にかかったときに再築費用全額を支給した例があったが、保険事業として

の新価保険をドイツで最初に行なったのは一八三三年、ハンブルグの火災金庫 (今日の Hamburger Feuerkasse) である<sup>(2)</sup>。ハンブルグ火災金庫は一九二三年にはインフレーションに対してスライド式新価保険 (Gleitende Neuwertversicherung)<sup>(3)</sup> 制度を創出しているが、公営火災保険ではなく、民間火災保険会社が新価保険の引受けを許されたのは百年後の一九二八年一月のことである<sup>(4)</sup>。しかし保険監督局によって一旦新価保険が認められると、それは瞬く間に普及し、当初住宅及び工業設備に限定されていたその適用範囲も、一九三五年には農業用建物、一九五五年には家具にも拡大され、また一九五一年にはスライド式新価保険が採用されるに至っている<sup>(5)</sup>。

英米、就中イギリスのロイズでは相当早く、少なくとも一九二〇年代には既に再築保険が行なわれていたらしいが、いつ頃からはじめられたかは詳らかでない<sup>(6)</sup>。

フランスではドイツと同じ年一九二八年に新価保険が始められた。すなわち、Foncière-Incendie 社は、までの火災保険証券だけでは被保険者は焼失物を再取得できないことを強調し、同社は老朽保険を付けて火災保険契約を更新する旨大々的に広告した。この宣伝の効果は大

(99) 新価保険における被保険利益

きく、申込が殺到した。かくて他の保険会社も競って老朽保険、新価保険の引受けを開始した。<sup>(7)</sup>

ドイツと同じくオーストリアの監督局は、はじめ新価保険を禁止していたが、一九三九年には遂にこれを認め<sup>(8)</sup>た。スペインではこれより早く、一九三六年二月一四日の大蔵省令で新価保険が認められ、<sup>(10)</sup>ベルギーでも一九四〇年頃から行なわれている。<sup>(11)</sup>

スイスでは一九五八年、スイス火災保険連合所属の保険会社が連邦保険局の認可を得て、同年六月一日から使用し始めた火災保険普通約款<sup>(12)</sup>（第四条第一項、第一六条第三項）を以て新価保険が導入された。<sup>(13)</sup>

このようにして新価保険は世界の主要な国で行なわれるようになり、現在の所これを営んでいないのはイタリアと日本だけであろう。そのイタリアでも産業界の要望に答えて新価保険を実施すべく、目下その約款及び料率表の作成を急いでいる現状である。<sup>(13)</sup>

- (1) Schloemer, Neuwertversicherung, in Handwörterbuch des Versicherungswesens, 1958, Sp. 1470 ff.
- (2) 拙稿・ハンブルグ火災金庫の生成と発展（損害保険研究第二五巻第三号）一三八頁参照。これに反して古沢源

刀・新価保険の適法性について（商経法論叢第十巻第一号）四〇頁は一八六五年以来とされる。何かの間違だろう。

- (3) 拙稿・同右一四三頁。
- (4) Blanck, Die Feuerversicherung, in 50 Jahre materielle Versicherungsaufsicht, Bd. II, 1952, S. 174.
- (5) Schloemer, a. a. O., Sp. 1471.
- (6) 白杉・前掲四二〇頁以下参照。
- (7) De Mirimonde, Les assurances, in Revue économique politique, 1929, p. 560 et suiv.; L'évolution des assurances en France depuis 1918, in Revue générale des assurances terrestres, 1930, p. 30 et suiv.
- (8) La disciplina giuridica dell'assicurazione "valore a nuovo," in Assicurazione, 1936, pag. 96 e seg.
- (9) Introduzione dell'assicurazione "valore a nuovo" nel Land austriaco, in Assicurazione, 1939, pag. 90 e seg.
- (10) Introduzione dell'assicurazione "valore a nuovo" contro gli incendi, in Assicurazioni, 1936, pag. 341. なお、ラテン・アメリカ諸国には「ヘンセルを除き」新価保険は殆んど知られていない。
- (11) Monette, de Villé et André, Traité des assurances terrestres, I, 1949, p. 261.
- (12) Koenig, Neue Feuerversicherungsbedingungen, SVZ, Jahrg. XXVI, 1958, S. 33 ff.

(51) Marando, In tema di "assicurazione del valore a nuovo," in *Atti del primo congresso internazionale di diritto delle assicurazioni*, 1963, pag. 473 e segg.  
 保険研究所・保険辞典上巻にはイタリアでも新価保険が広く行なわれていると書かれているが、そうではなし。

新価保険は、折角保険を附しているも保険事故発生時に給付される時価填補額では再築又は再調達することができず、被保険者は新価と時価との差額を支出しなければならぬ、という保険制度のいわば「癌」(Krebschaden)を取除くために創設されたものであったが、それは今迄損害保険の「不動のドグマ」(unverrückbares Dogma)であるいは「聖杯」(heiliger Gral)として守られてきた実損害填補の原則を破り、「保険によって利得してはならない」(Assecratus enim non quaerit lucrum, sed agit ne in damno sit)とて古来の大原則に反するものとして、嘗ては強い反対があったものである。しかし今ではこれらの反対があったことも保険の過去の歴史の一頁を占めるに過ぎないといわれ、本保険を未だ行なっていないイタリアでも、法律上の問題は全く残っていないといわれている。確かに今や新価保険の適法性はわが国を除き世界の各国で完全に承認されている。しかし、一

体いかなる理由に基づいて、新価保険が適法であり、新価保険がいかなる法的構造を有しているかという点においては、諸学者の説く所必ずしも軌を一にしない。

最近わが国にも新価保険創設の準備がなされているが、その適法性についてなお一部に反対論があるように伝えられており、又一方、その適法性の根拠についてのわが国の学者の説の中には、筆者が賛成できないものがある。本稿はこの問題についてヨーロッパの学界はいかなる解決をしたかを振り返りながら、私見を公にしたものである。

(1) Hoppe, *Versicherung zur Deckung des im Brandschadensfalle aufzubringenden Entwertungsbeitrages*, in *ZfVW*, Bd. 22, S. 240.

(2) Suter, *Die Neuwertversicherung in den neuen Feuerversicherungsbedingungen*, SVZ, XXVI, 1958 S. 38 ff.

(3) Straccha, *Assecrationsibus*, 1569, XX, n. 4.

(4) Ehrenzweig, *Deutsches (österreichisches) Versicherungsvertragsrecht*, 1952, S. 284.

(5) Marando, *op. cit.*, pag. 447.

二

新価保険導入をめぐって一九二〇年代にドイツで経験された事情や、反対論・賛成論の主張については、既にわが国でもいくつかの文献で知られているから、ここでは要点を記すに止める。

一九〇八年ドイツ保険契約法第五条は「保険者は、保険金額が保険事故発生の際の保険価額を超えるときと雖も、損害額以上に保険契約者に填補する義務を負うこととはない」と損害保険の大原則を規定し、更に火災保険に関して、第八六条は「家具並びにその他の什器、及び工具並びに機械にあつては、古品と新品との差異から生ずる減価を正當に顧慮し、同一種類の物を調達するに必要額をもつて保険価額とする」、第八八条は「建物にあつては、建築の状態、特にその年代及び損耗に應ずる額を控除し、その地方での建築価額をもつて保険価額とする」と規定している。一九二六年に私営保険監督局が新価保険は違法であるという見解を公にしたのも、これらの規定は強行規定であるという立場からであったが、同監督局は間もなくその見解を改め、一九二八年二月

一九日、新価保険の認可を決定した。その理由とするのは、新価保険は右の第八六条や第八八条が適用される物保険ではなく、物価値から解放された利益、すなわち、新調達利益 (Interesse an der Neuherstellung) の保険と見るべきもの、換言すれば物利益ではなく費用利益に関する保険であると解すべきであるということであった。

新価保険を費用保険として理解すれば、損害保険の大原則を定めた前記第五五条から逸脱し、保険から賭博に墮する<sup>(2)</sup>という懸念は全く消失するのである。

保険監督局はこのように新価保険の適法性を費用利益に求めたが、ブルックやメラーは新価保険は物利益の保険と再調達費用の保険とが組み合わされたものとして理解している。すなわち、ブルック<sup>(3)</sup> (Ernst Bruck) は新価保険の性格を次のように論じている。

被保険者は保険によって利得してはならないという所謂利得禁止の原則の真意は、保険者によって填補される損害の範囲は、保険に附せられた関係 (Beziehung) すなわち被保険利益によって限定される、ということである。換言すれば、被保険者は、保険に附せられた被保険利益が一定事故の発生によって蒙った損害額以上を、保

險者から給附して貰うことは許されない。従って、もし新価保険を实体经济利益 (Substanzinteresse) の保険と解釈すれば、事故発生時にその物の時価ではなく新価を給付する本保険は、右の原則と矛盾する。しかし新価保険は实体经济利益の保険ではなく、实体经济利益の保険があるにも拘らず、被保険者が保険事故発生の結果、時価と新価との差額を支出せざるをえなくなる費用についての利益、すなわち費用利益 (Aufwandsinteresse) の保険でもある。このように理解すれば、被保険利益と損害とは一致するし、新価保険は利得禁止の原則に少しも反しない。

この見解をもう少しハッキリした形で打出しているのがメラー (Hans Möller) である。メラーによれば、損害保険は物、債権、その他の権利、期待など財との関係に対する積極保険と、債務、必要な費用、損失可能性など非財との関係に対する消極保険に分類されるが、新価保険は積極保険の中の物保険に属する实体经济利益の保険——その損害填補額は時価——と、消極保険の中の費用保険に属する費用の保険——その損害填補額は時価と新価との差額——との混合形態である。略言すれば物保険と新旧交替額についての費用保険とが結合されたものである。

る。

メラーは、新価保険の適法性について、右のような理論と並んで、次のようなもう一つの理論構成が可能なことを主張している。

もし新価保険を物利益 (Sachinteresse) の保険だと解すれば、全損の場合には時価、火災保険でいえば火災発生前の価額のみが填補されることはいうまでもない。しかし、新品でなくなった物の時価は新価を常に下廻ることになる。しかし火災危険と並んで消耗危険が存在する。消耗危険の引受けは保険技術上それ単独では困難であるが、火災危険と結合してならば可能である。火災が発生した場合に、消耗危険も、それが契約締結後生じたものである限り、担保される。この立場では、引伸された保険事故 (gedehnter Versicherungsfall) が問題になっている。保険事故は消耗が始まったときに始まるが、消耗は後に火災が発生したとき、はじめて顧慮される。同様なことは建築技師責任保険においても存在する。保険事故は、建築上の瑕疵によって既に始まっているが、後に損壊及び求償があつて、はじめて顕現する。引伸された保険事故の場合の填補価額は、その事故のはじめ、つ

かり保険契約締結時の価額である。当時附保物が新品であり、したがって消耗が全然なかったならば、その価額は新価と同一である。以上のことを換言すれば次のようになる。物保険においては填補額は時価を超えてはならない。しかして時価とは事故が発生した最初のときの価額である。その事故は消耗危険の引受けの場合には引伸される。すなわち、事故は時間的に遡り、過去——その時その物は新価であった——の時価で損害が評価される。損害填補額は契約締結時の価額を超えることはできない。蓋し、その時から消耗危険の負担が開始されたからである。第一の見解では、利益は物利益と費用利益であるが、危険は何れも火災である。これに反して第二の見解では利益は物利益であるが、危険は火災危険と消耗危険である。第一の見解では保険契約締結時新品であることを要しない。蓋しここでは消耗危険ではなくて再調達費用を問題としているから常に新価填補を受けられるに反し、第二の見解では保険契約締結時新品でなければ新価の填補は受けられない。蓋し消耗危険は引伸されたものであっても保険契約締結時より前には遡らないからである。

メラーによれば、この二つの見解の何れを採っても新価保険が適法なことには疑いがないという。「引伸された危険」という概念を用いて消耗危険の危険性を肯定したのは、その危険性に目を伏せる見解に比べると苦心の跡が偲ばれるが、現に既に確実に発生している消耗危険については説明に無理がある。この点を意識してか、最近のメラーは専ら第一の説を主張している。

ドイツやオーストリーにはこの他、新価保険も一つの真正な物保険であり、ただ評価が特別な合意によつたのに過ぎないという見解<sup>(5)</sup>があるが、後でも触れるように、同じ物利益に時価と新価の二つの保険価額が存在することは理論的にもおかしいし、実際上事故発生直後に時価が支払われ、後に再築の不足額が支払われることの説明はつかない。もしそれが物保険であれば物の消滅を以て直ちに新価全額が支払われて然るべきである。

(1) 白杉三郎・復旧保険に就いて(神戸商業大学創立三十周年記念論文集)、相馬勝夫・独逸の新価保険に就いて(志田博士喜寿記念論文集)、大森忠夫・新価保険の効力について(民商法雑誌第三〇巻第二号)、加藤由作・新価保険について(一橋論叢第四二巻第六号)、古沢源刀・新価保険の適法性について(商経法論叢第十巻第一号)など

参照。

(2) Eggers, Die Lösung des Problems der Neuwertdeckung in der Feuerversicherung, ZfVW, Bd. 29, S. 164 ff.

(3) Bruck, Das Privatversicherungsrecht, 1930, S. 438, S. 521 f.

(4) Möller, Interesse und Bewertung, SVZ, 1948, S. 265 ff.; Bruck-Möller, Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 8. Aufl., 1953, S. 105. 拙稿・被保険利益学説の展望(カシネス・リクター第二卷第三号六五頁以下)・同・被保険利益概念について(保険学雑誌第三九八号一頁以下)・同・保険の本質に関する最近の世界の学説(損害保険研究第二五卷第一号一頁以下)参照。

(5) Vgl. Berndt, Der Ersatzwert in der Feuerversicherung, 1951, S. 221 ff. Ehrenzweig, Versicherungs-vertragsrecht, II, 1935, S. 547; a. a. O., S. 284.

### 三

一九二八年フランスで Foncière-Incendie 社に続いて各社が老朽保険を始めるや、事故誘発防止のために嚴重な措置をとるべきであるという警鐘が鳴らされると共に、その適法性について疑問が投げられた。まずド・ミリモン(D. P. de Mirimonde) は次のような意見を再度に

亘って公にした<sup>(1)(2)</sup>。

彼はいう。仮に實際上のあらゆる危険が避けられたとしても——それは非常に疑問だが——、これについては理論的にみて問題にすべき点が極めて多い。消耗は危険ではない。消耗は決して偶然な事故ではなく、予見され、測定されるものである。定期的な減価償却が行なわれるのはこのためである。保険の技術と減価償却の技術とは全く別のものである。保険は危険を負担し、突然に、思いがけず生ずる破壊を担保するのに反して、減価償却は除々に生ずる確実な消耗に対応するものである。

もし保険が偶然ではない減価を担保し、それが危険に対するものであることを放棄するならば、保険は最早完全に脇道にそれたものといわなければならない。それは保険の領域ではない、他人の領域の侵害である。このように保険の固有の範囲から脱げることによって、保険が果して真の利益を得ることができかどうか、甚だ疑わしいといわなければならない、と。

一九三〇年七月一三日、保険契約に関する法律が制定された。同法第二八条第一項は次のように規定した。「財物に関する保険は填補契約とする。保険者が被保険



(105) 新価保険における被保険利益

者に対して支払うべき填補額は、事故発生時における附  
保物の価額を超えてはならない。これに対応して火災  
保険普通約款も「保険は、被保険者にとって利得の原因  
となつてはならず、彼の現実の損失又は彼が責任を有す  
る損失の回復を保証するにとどまる」と定めている。

保険契約法が制定されるや否や、すなわちその年一九  
三〇年十一月二六日、パチュロー・ミラン (Patureau-  
Mirand) は、当時保険監督の主務大臣であつた労働大臣  
に次の如き質問状を提出した。<sup>(6)</sup>「保険契約に関する一九  
三〇年七月一三日の法律、就中同法第二八条は、火災保  
険会社が次の保険を営むことを禁止しないか。(a) 不動  
産及び動産の考朽危険の保険、(b) 使用価額又は再築価  
額の保険、すなわち、不動産の所有者が、事故が生じた  
ときに、同じ用途をもつ不動産を再築できるような、そ  
の不動産の固有の価額を超えた金額を担保する保険。」  
解答は「二点について否定」であつた。すなわち、老朽  
保険や新価保険は一九三〇年保険契約法に抵触しないこ  
とを明らかにした。しかしいかなる根拠に基づいて適法  
であるか、その根拠は全く示されなかつた。<sup>(7)</sup>

(1) De Mirimonde, Les assurances, in Revue d'éco-

nomie politique, 1929, p. 560 et suiv.

(2) De Mirimonde, L'évolution des assurances en  
France depuis 1918, in Rev. gén. ass. terr., 1930, p.  
30 et suiv.

(3) Cf. Hénard, Théorie et pratique des assurances  
terrestres, II, 1925, p. 670.

(4) 現行約款第一四条第一項。なお、フランスの火災保険  
会社は一九一三年、商業会議所の斡旋で被保険者代表を入  
れて作成した統一普通約款を採用した。同約款は一九三〇  
年保険契約法の制定によつて一九三一年に改正された。更  
にそれは一九四一年及び一九四七年に若干の修正を受けた  
(同約款については石田祐六・仏蘭西火災普通保険約款の  
条項と各国約款との比較〔損害保険研究第二〇巻第一号所  
載〕、Besson, Les nouvelles conditions générales de  
l'assurance contre l'incendie, Rev. gén. ass. terr.,  
1941, p. 376 et suiv. 参照)。同約款は更に一九五九年、大  
蔵省と保険会社協会との長期に亘る審議の末、根本的な改  
正を受けた。この一九五九年約款（一九六一年に若干修正  
されている）が、現行約款である（これについては De  
Riedmatten, Étude explicative des conditions géné-  
rales des polices d'assurances incendie, 5. éd., 1963;  
Deschamps, Les nouvelles conditions générales de la  
police incendie, Rev. gén. ass. terr., 1959, p. 273 et  
suiv. 参照)。

(5) Assurance du risque vétusté et assurance valeur

d'usage, in Rev. gén. ass. terr., 1931, p. 470.

(6) ピカール、ベソンは「バチヤロー・ミラン氏への返答の中で、労働大臣は、彼の見解によれば、不動産及び動産の老朽危険の保険は、火災保険の補足的保険 (assurance complémentaire) であるから、一九三〇年七月一三日の法律第二八条に、抵触しない」と言明した(傍点筆者)と述べている(Picard et Besson, *Traité général des assurances terrestres en droit français*, II, 1940, p. 501)。しかし筆者が調べた範囲では、労働大臣の返答は単に「否」とあるだけで、いかなる理由で否であるかは明らかにされていない。仮にピカール、ベソンが引用しているように、それが「火災保険の補足的保険であるから」第二八条に抵触しない、と彼(労働大臣)が答えたとしても、それは理由というに値しない。イタリアのドナーティが、消耗危険は「発生すること自体は確実であるが、いつ発生するかが不確実である」から危険の要素を備えているとの主張に本件を参照せよと記している(Donati, *Treatato*, vol. II, 1954, pag. 118 e seg.) 点から見ても、労働大臣の返答が「否定」の理由を示しているとは考えられない。

パリ大学のピカール (Maurice Picard) 及びベソン (André Besson) 両教授は、結論として現実にある老朽保険又は新価保険を是認しているが、その根拠は極めて曖昧である。

「確かに、消耗によって生じた損害の填補を主たる目的とする保険は保険ではない。蓋しそれは危険に対するものではないからである。しかし乍ら老朽保険又は新価保険は火災保険の補足的保険である。担保される危険は火災危険であり、保険者によって提供される担保の範囲が問題となるに過ぎない。保険者は不動産を再築せしめる権利を留保している。彼は<sup>(1)</sup>どうして再築に必要な金額を被保険者に給付してはならないのか、<sup>(1)</sup>といい、あるいは又、「通常の消耗はそれ自体では危険を構成せず、それは償却の対象となすべきであるとしても、消耗が火災に附随して被保険者が蒙った損害の一要素とみなされるときはこの限りでなく、その保険は有効である。」「しかし、この保険は実損害填補の原則に反しはしないだろうか。被保険者はこの保険によって、焼失した目的物の価額を超える物を自己の財産に加えることになり、その結果利得しないだろうか。老朽保険の有効性を認める以上、そのような見解は承認できない。消耗は物の減価、したがって被保険者の財産に対して損害をもたらす。保険によってカバーされるのはこの損害であり、この損害の填補は利得とはならない。確かに、老朽保険は真の危

險をカバーするものではない、あるいは保険を減価償却と混同すべきではない、という意見もあろう。しかし、老朽は、主としてそれを、しかも独立のものとしてでなく、火災保険の補充として担保されることを考えるならば、被保険者が利得するといつて非難することはできない。利得は見せかけだけのものである。何となれば、それは現実の減価に対応するものだからである。」

両教授の見解は以上のようなのであるが、これでは新価保険の適法性は少しも説明されていない。老朽は偶然性を欠くから危険ではないのに何故保険の対象となるのか。被保険者にとって現実に損害であるから保険者はこれを担保して差支ないという。もしそれが損害ならばどうして「通常の保険の補充であることを条件として」認められるのか。損害があれば、それは当然独立して保険の対象となりうるのが損害保険の原則である。またある個所では、「減価償却は逡増的に行なわれるので、実際の減価とは常には一致しないし、不動産の建築後間もなく事故が発生したときは、減価償却額は不動産の価額と再築費の差額より著しく少ない。したがって被保険者はこの危険に対して適法に附保することができるのである」と

いつている<sup>(4)</sup>。しかれば、もし減価償却額が実際の減価と等しいか、又はそれよりも大きいときは本保険は成立しないのか。この引用文によれば保険に附しうるのは実際の減価ではなくて、減価償却額と実際の減価の差額ということになるが、それは現実の新価保険の内容に相反する。いずれにせよこれら減価自体が損害なのか、減価分を回復するために必要な費用が損害なのか、両教授の見解では少しも分らない。

ピカール、ベソンに比べると、リードマッタン (Léon de Radnath)<sup>(5)</sup> の新価保険についての理論構成はかなり明確である。

彼によれば、新価保険は保険契約法に抵触しない。第二八条の定める如く、損害保険は損害填補の契約である。従つて保険に入つていたために、被保険者は事故が発生しなかったときよりもよい状態になつたということがあつてはならない。しかし、新価保険において、被保険者は新旧交替に必要な金が必要ならば再築できないのだし、また被保険者は再築のために必要な金額だけを支払い、且つ被保険者は再築する義務を負うのであるから、被保険者がそういう状態になることは考えられない。更

に保険契約法第三二条第二項には「危険の不発生についてのすべての直接又は間接の利益は、これを保険契約の目的とすることができ」とされているが、被保険者は、火災という事実によって蒙った損失のすべてをカバーされることに直接の利益を有している。そして新しい物以外の物をもって再築しようとすることは不可能であるということも、その損失の中に含まれるのである。

このようにリードマッタンにあっては、新価保険は事故の発生によって再築のために必要となった金、すなわち新旧交替額は被保険者にとって損害であり、かかる損害の危険が発生しないことについて被保険者の有する利益が新価保険契約の目的である。フランス人であるリードマッタンにあっては、新価と時価の差額についての費用利益というような利益概念を用いてはいないが、内容においては同一の考え方である。

リードマッタンと同じく、アンセイ(Cesar Ancey)、シロ(Lucien Siro)<sup>(6)</sup>は費用説をとる。すなわち、両氏によれば老朽保険という名称は正しくなく、むしろ新調達保険(assurance de remplacement)と呼ぶべきものである。新調達保険は、事故が発生しなかったと仮定した

場合の状態に被保険者を回復させるという原則に出でたものである。換言すれば、新価保険は、時価填補によっては達成できない住宅の再築、新生産用具の入手に必要な費用の保険である。それは保険を補充するもの(covering)と考えるべきではなく、事故によって生ずる現実の被害を被保険者に避けさせることを第三二条の規定によって認める特別な保険(assurance speciale)である。

このように、アンセイ、シロ両氏は、リードマッタンより一層明確に、新価保険を新調達費用——但し何れも不足額のみ——の保険であると理解し、保険契約法第三二条の認める危険の不発生についての直接又は間接の利益の保険であると解している。また両氏はピカール、ベソンと異なり、新価保険を火災保険の補充としてではなく、独立の保険として理解している。新価保険の保険性を認めている点においてピカール、ベソンの見解よりも数歩前進したものができよう。

新価保険に関するモノグラフィの著者オデイロン(Arbert Odillon)<sup>(7)</sup>の見解は更にはっきりと費用保険の觀念に立つ。「被保険者は、事故によって破壊された目的物を

再築又は回復することが金銭的に不可能なことに備える現実の、かつ直接的利益を有している」。彼の見解はこの限りにおいて問題はないが、彼は更に新価保険の適法性を説明するのに、現物填補の観念を援用している。保険契約法第二八条に関して、損害填補は金銭又は現物をもってなすことができる」とされている。事実一九一三年の統一約款制定以前は各社とも金銭給付又は現物給付の何れかを選択する権利を、その普通約款に記載していた。一九三〇年保険契約法の下でもこの権利は否定されていない。ガラス保険では現物給付が周く行なわれている。新価保険で再築又は再調達が行なわれるに依じて保険金が支払われていることは、結局現物給付が行なわれていることであり、決して実損害填補の原則が損なわれたわけではない、と述べている。

確かにオディロン<sup>(1)</sup>のいうように新価保険における損害填補は、保険金の使途を再築・新調達に制限しているため、結果的には現物給付とほぼ同一であろう。しかし金銭給付か現物給付かの相違は、損害填補の様式の相違の問題であって、ここで問題になっているのは、損害填補の前提となる損害が現実にあったかどうか、それは如何

なる損害であったか、という問題である。したがって彼が新価保険の適法性について援用した現物給付という損害填補方法は、肯綮に当たったものとはいえない。それに、往時の保険約款に記されていた現物給付は保険者の権利であって義務ではなかった。保険者は金銭給付を選ぶことは勿論自由であった。その場合には実際の損害額を支払えばよく、新価を給付する必要はなかった。これに反して新価保険の場合には、新価給付——それはオディロンによれば現物給付に相当する——権利ではなくて義務であり、時価の金銭給付を選ぶ権利もない。両者は一見類似しているが、本質的には全く異なっている、といわなければならない<sup>(2)</sup>。

- (1) Picard et Besson, *Traité général des assurances terrestres en droit français*, I, 1938, p. 28 et suiv.
- (2) Op. cit., II, 1940, p. 498 et suiv.
- (3) Picard et Besson, *Les assurances terrestres en droit français*, 1950, p. 37 et suiv. なお前出註(6)を参照された。
- (4) Op. cit., II, p. 143 et suiv.
- (5) De Riedmatten, op. cit., p. 141 et suiv.
- (6) Ancy et Sioot, *La loi sur le contrat d'assurance*,

3. éd., 1955, p. 118 et suiv.

(7) Odillon, *L'assurance valeur à neuf*, 3. éd., 1963.

(8) フランヌは、この他、ダール (Justin Godart)、マ  
ロー・シャルマンティエ (Perraud-Charmantier)、スミ  
ヤン (Paul Sumien) など、何れも老朽保険なごし新価  
保険の適法性を肯定するが、いかなる理由にもとづいて適  
法であるかにいふことは、全く言及しない。 Cf. Godart et  
Charmantier, *Code des assurances*, 3. éd., 1947, n. 585  
et suiv.; Sumien, *Traité théorique et pratique des  
assurances tessestres*, 6. éd., 1948, n. 127.

ベルギーにおいても新価保険の適法性は承認されてい  
るが、その根拠をモネット (Félix Monette) などは次の  
如く説明している。

「附保されるものは老朽のものではない。われわれ  
が附保しようと思うのは物に固有な毀損や消耗ではなく  
て、附保物の外部から偶然に発生した火災という事故に  
よって生ずる損害の構成分子としての老朽である。」換  
言すれば「この保険は老朽によって生じた損害ではな  
く、火災によって生じた損害の填補を目的とするのであ  
る。」これはフランスのピカール、ベンソンが、火災保険  
の補充としてなら有効である、というに止まっているのに

比べると、新価保険は火災による消耗損害が担保される  
ことを明示しているが、しからは消耗損害という火災  
によって顕現はしたが、既に生じていた減価が何故附保  
の対象となるかの説明がない限り、なお十分に説明され  
たとはいえない。

(7) Van Dievoet, *L'assurance en Belgique*, 1940, 2.  
part., p. 28; Basyu, *L'assurance en Belgique*, 1947, p.  
212.

(8) Monette, de Villé et André, *Traité des assurances  
terrestres*, I, 1949, p. 119, p. 261 et suiv.

#### 四

スイス法においても保険契約法第六三条は火災保険に  
おける附保物の填補額を規定しているが、それは第九  
七条の定める所により、契約上変更してはならない規定  
である。しかしてそこには物の填補額としては市価又  
は時価を考慮すべきことが定められている。

従って、一九二八年にドイツやフランスで新価保険が  
認められても、スイスではヘルヒトルド (Walter Berch-  
old) やヘーガー (Carl Jaeger) などが、<sup>(1)</sup> 反対論を唱え

ていた。たとえばエーガーによれば、新価保険は「許すべからざる利益」(unerlaubtes Interesse)を附保しようとするものである。それは「財産の喪失」(Vermögensverlust)に対する保険であるから認むべしといわれるが、普通の火災保険も同じく財産の喪失に対する保険である。

また新価保険における危険も火災保険における危険と同じく、火災による物の破壊である。要するに新価保険は火災保険と同一の利益を同一の危険に対して附保しようとするものであり、ただ保険金額が普通の火災保険と異なるに過ぎない。しかもかかる填補価額を定めることは保険契約法第六三条の規定に抵触するのである、と。

スイスで新価保険が適法なることを最初に主張したのはヴレシュナー (Wreschner)<sup>(3)</sup> であるといわれている。彼は一九二九年新価保険に関する論文を公にし、新価保険は事故が発生したときに時価の填補を超えて生ずる財産入用 (Vermögensbedarf) を充足するもの、すなわち、時価と再築価額との差額たる財産損害に対する保険であることを主張した。新価保険を物保険を補充する財産保険であると解すれば、それは第六三条の規定に抵触するものではない。ヴレシュナーの見解はその後ケーニツヒ

などの支持を得、スイス連邦保険局も一九五八年これを認可した。

ケーニツヒ (Willy Koenig)<sup>(4)</sup> は、周知の通り、保険をその Gegenstand によって物保険、人保険、財産保険に分類する。財産保険は更に利益の喪失に対する保険と、費用の支出に対する保険とに分れる。確かに保険契約法第六三条の規定は強行規定である。しかしそれは物の損害の他に生ずる利益の消滅又は特別の費用の如き財産の損失を保険によってカバーすることを妨げるものではない。火災保険の領域においても既に十数年来、後片づけ費用保険、家賃喪失保険、経営中断保険が行なわれているが、これらはいずれも、物火災保険——その損害填補額は物価値に限定される——の他に、被保険者がその火災事故によって蒙ることあるべき財産損害 (Vermögensschaden) に対する保険である。新価保険もこのような物損害の他に財産損害を担保するという保険の発展の流れに沿うもので、無論適法である。

ケーニツヒは被保険利益概念無用論者として知られている。従ってここでも費用利益という概念は毛頭ない<sup>(5)</sup>。にも拘らず、嘗て筆者が責任保険における被保険利益の

問題を取扱ったとき明らかにしたのと同じく、<sup>(6)</sup>ここでもその肯定の論拠は利益論者のそれと内容的に全く同一である。そのこと自体、かかる考え方がこの問題について当然落つべき結論を暗示しているといつても差支えなからう。

このようにケーニッヒは新価保険を新調達価格と時価の差額たる費用損害に対する財産保険であると解し、したがって所謂新価保険は時価を填補する物保険と、時価と新調達価格との差額を填補する財産保険との混合保険であると理解している。故に新価保険は物保険の部分と、財産保険の部分の結合から成り、その保険金額は物保険の保険金額と財産保険の保険金額との合計から成り立つ。これに対して新価保険全体が費用保険であり、財産保険である、<sup>(7)</sup>というのはベニングァー(Kurt Banninger)である。

確かに現在スイスで行なわれている火災保険では新価填補の特約が必要であり、物保険と新価補充保険と夫々の保険価額が記載されるようになってゐる。しかし、新価保険を物保険と財産保険に分解することは、決して一義的解決方法ではない。新価保険は一定の物につき、一

定の人により、一個の保険種類として、一個の保険契約として契約されるのである。これは全体を一つの財産保険と見なくては理解できない。実際上も、重要な点については両者は区別されていない。

第一に、保険料であるが、確かに申込の時は時価と新価補充について夫々の保険金額が定められている。しかし物保険の保険金額と財産保険の保険金額は異質のもので、本来加算できない性格を有している。所が、実際は両者を加算して一つの保険料が支払われている。第二に、保険事故であるが、物保険では物の滅失又は毀損が事故であるのに反して、財産保険では財産上の負担の発生(実際の支出)が事故であるから、新価保険には二つの事故がある筈だが、実際上は物の滅失又は毀損を以て一つの事故として新価填補が行なわれている。第三に、事故が二つある以上、その発生時期を異にすることがありうるし、第四六条の規定により夫々別個の時効期間に従うべきであるが、もしそうだとすれば複雑な問題を提示することになる。第四に、附保物の譲渡の場合にも問題が生ずるであろう。蓋し附保物は譲渡可能であるが、附保財産は一定人と密着したものであり、譲渡不能



(113) 新価保険における被保険利益

だからである。第五に、物保険には一部保険があるが、財産保険には一部保険はない。したがってもし物保険の部分が一部保険があった場合、新価保険の填補額はどのような風に解決されるであろうか。

これに反して、もし新価保険を一つの財産保険として把握すれば、これらの問題は極めて簡単に解決できる。第一に、保険金額は給付額の最高額を規定した額であって、保険料はそれにより、しかもそのみを基準として計算される。第二に保険事故は唯一であり、したがって第三の時効期間の問題は生じない。譲渡の問題も他の形をとるし、一部保険の問題は全く生じない。保険者は予め定められた保険金額の範囲内において、新調達価額を支払えばよいのである。

確かにベニンガーが指摘するように、新価保険を物保険と財産保険の結合形態とみるよりは、一個の財産保険とみる方が、実際上は便利である。保険料の問題にしても、一部保険、超過保険の問題も。しかしだからといって新価保険は性格的に本来一個の費用保険であることにはならない。実際上も、たとえば被保険者が焼失家屋を再築しないときも、すなわち費用損害は全然発生しない

ときにも、時価額が支払われるのは一体どう説明できるであろうか。また再築する場合においても、最初に時価額が支払われ、現実に再築するとき差額が支払われることは、新価保険を一つの費用保険とみては解決できない。また、一般的にいって、物は物保険の対象である他に、財産保険の対象となりうるものである。しかるにこの場合財産保険はあるが、物保険はありえないことになる。蓋し新価保険の他に物保険たる普通の火災保険は契約できない筈である。かくて物はあるが、物保険はなく、財産保険のみがあるという奇妙な結果になってしまうのである。新価保険を一つの物保険とみる見解が本来は費用保険の部分をも物保険とみるのと反対に、この考えは本来は物保険の部分をも費用保険とみる誤りを犯しているのである。

- (1) Bერთold, Neuwertversicherungen, Ein Beitrag zur Versicherungsrechtlichen Wertlehre, 1930, S. 82 ff.
- (2) Jaeger, Kommentar zum schweizerischen Bundesgesetz über den Versicherungsvertrag, II, 1932, S. 421 ff.
- (3) Wreschner, Zur Frage der Neuwertversicherung,

in Schweizerische Juristenzeitung, 1929 (但し筆者未見); Vgl. Koenig, Zur Frage des Rechtsnatur der Neuwertversicherung, in Schweizerische Versicherungs-Zeitschrift, Jahrg. 26, S. 99.

(4) Koenig, Schweizerisches Privatversicherungsrecht, 1951, S. 410; Zur Frage der Rechtsnatur der Neuwertversicherung, op. cit.; Introduzione dell'assicurazione valore a nuovo in Svizzera, in Assicurazioni, 1958, pag. 143 e segg.; ケーニッヒの保険の分類については拙稿・被保険利益概念の機能と地位(保険学雑誌第三九〇号)一〇八頁以下参照。

(5) 古沢・前掲五三頁は「費用利益の保険即ち費用保険としてその適法性を論証しようとする見解」にケーニッヒが属するとされているが、ケーニッヒは費用保険を費用利益の保険とは見ていない。(4)に掲げた拙稿参照。

(6) 拙稿・責任保険における被保険利益の構造(加藤由作博士還暦記念「保険学論集」二一五頁以下参照)。

(7) Bänninger, Die Neuwertversicherung in der Schweiz, op. cit.

## 五

一九四二年イタリア民法典第一九〇五条第一項は「保険者は、契約に定められた態様及び限度において、被保

険者が事故の結果蒙った損害を填補する責に任ずる」と規定し、損害保険は損害填補を目的とし、被保険者に利益を与えるものではないという大原則を明らかにし、更に第一九〇八条第一項は附保物の価額に關し、「損害を評価するにあたっては、滅失又は毀損した物が事故発生時に有した価額を超える価額をその物に附してはならない」と規定している。

これらの規定を有するイタリア保険契約法<sup>(1)</sup>の下で、新価保険は果して適法であろうか。勿論これらの規定は第一九三二条の掲げる命令規定には属しないから、契約当事者はこれと異なる内容の契約を締結しうるといいうるだろう。しかし果して新価保険は損害保険の原則を逸脱したものではないだろうか。

イタリアでは現在までの所新価保険は未だ実際に行なわれていないが、本保険運用上の技術的問題こそあれ、適法性を繞つての問題は全然存在しないといわれている。事実ドナーティ(Donati)<sup>(2)</sup>が、消耗危険は発生すること自体は確実であるが、いつ発生するか不確実な(certus an incertus quando)危険であり、附保危険の要件を備えているという理由を示して新価保険乃至財

産生命保険の適法性を肯定しているのを除き、フアネリ (Giuseppe Fanelli)、『ネ・グノリオ (Alfredo de Gregorio)』、『カスベロニ (Nicola Gasperoni)』などは何れも新価保険の適法性については疑問を述べていない。従って彼等が新価保険の性格をどう理解していたかは、明瞭でなかったが、最近に至りヴェネチアのマランド (Giuseppe Marando)<sup>(4)</sup>が、はじめて新価保険の適法性を正面から採り上げた。

彼は先ず、新価保険の対象とする損害が、損害保険における損害概念の範疇に入ること指摘する。損害には財の破壊という形をとるもの他に、目には見えないが、長い期間に亘って発生する消耗又は減価という形をとるものがある。後者の形の損害に対しては独立の保険、すなわち消耗保険又は財産生命保険を以て、あるいは火災保険の補充保険、すなわち新価保険を以てその損害を填補することができる。換言すれば、新価保険は財を破壊し、従って積極財産の減少を来たす損害と、費用(時価と新価との差額)の支出、従って入用又は消極財産の増加を来たす損害を填補する。もし時価で保険を附した被保険者は、減価のために財を回復することができな

いし、それは一定金額の減少、従って相関利益 (correlativo interesse) —— 財産ではなくて個々の財がその利益の客体である —— の毀損となつてあらわれる。旧商法典と異なり、新民法典では第一九〇五条第二項で希望利益の保険、すなわち将来の積極財産の減少についての保険がはっきりと認められている以上、将来の消極財産の増加についての保険が認められるのは当然であらう。

減価は確実に発生する (certus an) という非難も当らない。保険者の給付義務を発生せしめる事故は、発生自体が不確実 (incertus an) —— 更に多くの場合発生の時期も不確実 (incertus quando) —— であるか、発生は確実だが発生の時期が不確実 (certus an incertus quando) なことを前提とする。火災保険における火災が前者の例であり、生命保険における死亡が後者の例である。さて、物の消耗を独立の保険の対象とする財産生命保険では、消耗(財の機能を奪う一定度合の減価)は正しく certus an であるが、同時に incertus quando であり、保険の対象たる危険の要件を備えている。これに反して新価保険の場合の減価危険は火災危険に附随している。減価が実際に生じ、しかもその減価の程度が著しい場合で

も、火災が発生しない限りそれは填補されない。したがって減価の填補は確実ではなく、火災の発生に依存している。火災の発生は不確実である。故に減価の発生も不確実である(事実問題ではなく法律問題として)。

マランドの新価保険の適法性に関する見解は概ね右に述べた如くである。彼は基本的にはドナーティの立場に立って、ドナーティが十分に論じなかった新価保険にアプローチしているが、結論ではドナーティのそれとかなり異なっている。

第一に、新価保険の適法性についてドナーティは専ら保険価額の問題として論ずるのに反し、マランドは一方では被保険利益の問題、すなわち消極財産に関する保険の問題として取扱っている。この点筆者は後述のようにマランドに与する。

次に、消耗ないし減価危険の危険性について、ドナーティは *certus an incertus quando* マランドはこれに反して *incertus an* という点から肯定している。マランドによれば減価そのものでなくて、保険者による減価の填補の発生が *incertus* である。しかし保険の対象たる危険は保険者による減価の填補ではなくて、その前提たる一

定事実の発生である。*certus an* なる減価という事実が火災危険に附随することによって *incertus an* となるものではない。その点マランドはドナーティ説の展開を誤ったものといわなければならない。しかしそのことはドナーティの *certus an incertus quando* とみる見解が正しいことを意味しない。減価は必ずしも *incertus quando* ではない。寧ろ多くの場合 *certus quando* である。結局新価保険の適法性は減価の危険性からではなくて、費用の支出という消極損害についての保険という点から説明せざるをえない。

(1) 拙稿・イタリア新民法典における保険(一橋論叢第三五巻第二号所載)、同・イタリア保険契約法(損害保険研究第一八巻第三号所載)、同・イタリア海上保険法(損害保険研究第一八巻第四号所載)参照。

(2) Donati, Trattato del diritto delle assicurazioni private, vol. II, 1954, pagg. 118, 244; op. cit., vol. III, 1956, pagg. 135, 150, 258 e seg.; Manuale di diritto delle assicurazioni private, 1961, pag. 296.

(3) Gregorio e Fanelli, Le assicurazioni, 1951, p. 125; Gasperoni, Assicurazioni contro i danni, in *Novissimo digesto italiano*, vol. I, t. II, 1958, pag. 1135.

(4) Marando, In tema di "assicurazione del valore

六

以上筆者は新価保険の性格について、ドイツ（オーストリー）、フランス、ベルギー、スイス、イタリアの主要な学説を余す所なく採り上げ、逐一批判してきた。そこには先ず新価保険を物所有利益の保険、すなわち真正の物保険とみるものがあつた。その中のあるものはこれは単に特別な評価によつたものに過ぎぬとし、他のものは危険が火災危険ではなく消耗危険であると理解した。

もしこのように新価保険を一個の物利益の保険であるという見方をとれば、どの国の保険契約法でも定められた時価填補の規定に抵触するばかりでなく、実損害填補という大原則に反することになる。且つ、實際上火災が発生したときに時価額で填補され、後に新旧交替額が給付されることは理論的に矛盾している。火災発生と同時に損害額、すなわち新価が給付されて然るべきである。第一、一個の物保険に新価と時価と二つの保険価額ないし保険金額があるとすること自体おかしい。一つの被保険利益には一つの保険価額しか存在しない筈であ

被保険利益は物利益であるが、危険が消耗危険であるという見方には、消耗は危険であるか、という問題が当然つきまとう。ある者は消耗危険は *gedehnter Versicherungsfall* という特別の危険であるとし、他の者は *certus an incertus quando* な点で危険の要件を備えているとし、更に他のある者は減価償却と実際の減価との差が消耗危険であるとした。しかし危険をいかに広義に解しても、確実に発生する消耗を危険とみることは困難である。

第二に、新価保険は費用利益の保険、ないしは費用を保険の対象とする保険、すなわち一つの財産保険又は消耗保険とみる見解があつた。本説によれば新価額の填補が決して実損害填補の原則を破るものではなく、新価保険が適法なることがよく説明できる。しかし決して新価保険の性格の正しい理解ではない。本説によつては時価と新価と二つの保険金額が定められたり、焼失家屋を再築しないのにも拘らず時価額が給付されることの説明がつかない。一つの被保険利益には一つの保険金額のみが定めらるべきであり、また再築しない場合には費用の支

出はないのだから、家が焼失しても費用損害はゼロ、従って保険金は支払われない筈である。

しかし再築はしなくても被保険者が焼失家屋の時価額の損害を蒙っていることは事実である。もし被保険者がこの場合の損害額を填補して貰いたいと考えるならば時価額で物保険を附する他はない。この保険は物利益であるから一応費用利益とその性質を異にするが、時価額については両利益は競合し、費用利益は新旧交替額についてのみ存在する。かくてここでは時価額についての物利益、新旧交替額についての費用利益が併存し、いわゆる同時利益 (Koinzidenz-Interesse; intérêts coincidents; interessi coincidenti) として附保されることになる。実はこれが第三の見解、すなわち、新価保険は物利益、正確には物についての所有利益の保険と、新旧交替額についての費用利益の保険が合体されたものと解する説であり、最も正しい見解であるといわなければならぬ。要するに、新価保険における被保険利益は、火災によって被保険者が蒙る時価額の物的損害についての所有利益と、再築又は再調達のために支出を余儀なくされる費用損害についての費用利益の二つから成り立<sup>(1)</sup>っており、物

利益についての時価填補の原則や、損害保険における実損害填補の原則を破るものではない。

(1) これに反して相馬勝夫博士は、新価保険論 (保険学雑誌第四〇四号) 二八頁以下において、「新価保険は所有者利益としての処分利益の保険ではなく、財産の利用者利益を被保険利益とする保険である。その被保険利益の内容は利用価値 (使用または収益価値) である。財産の利用価値に生じた欠損の回復は、同種、同能力の財産の復旧または再取得によって成就される。復旧または再取得の実現は、復旧費または再取得費の全額の支払によって可能となる。」  
「新価保険を費用利益の保険と見るとは、現象形態にのみ捕われた皮相な見解で、その本質を逸している。ただし、復旧費の回復が許されるのは、それが利用価値の回復の最有力手段だからなのである」とされている。

博士はこのように、新価保険は所有者利益としての処分利益の保険ではなく、財産の利用者利益を被保険利益とする保険である、といわれているが、博士はいかなる意味において所有者利益及び利用者利益という用語を使用しておられるのだろうか。また所有者利益の保険は処分利益の保険であるとされているが、果してそうであろうか。更に利用利益の内容は利用価値 (使用または収益価値) であるとされているが、博士は使用価値と収益価値とを同義に解されているのであろうか。博士がとられる被保険利益の分類方法の全体は分らないが、ここに現われた限りにおいて

は、それは保険法の領域で通常いわれる所有者利益や利用利益の概念と著しく相違している（たとえば加藤由作・改訂海上被保険利益論七一頁以下、Kisch, Handbuch des Privatversicherungsrechtes, Bd. 3, 1922, S. 113 f.; Broquet, Essai sur l'intérêt économique dans le contrat d'assurance, 1932, p. 89 参照）。また所有者利益は必ずしも処分利益ではない。火災保険契約の大半を占める住宅、工場、動産など使用を目的とする所有者利益の保険においては、評価は再調達価額、すなわち新価から消耗又は減価分を差引いた時価によっているが、これは果して処分価値であろうか。また一般に利用利益というときは（収益利益とは別の意味で）、それは所有者に非ざる他の物権者、債権者が他人の所有物について有する利用利益を指しており、収益利益とは、事故がなかったら入手できたであろう

報酬・利潤を指しているが、それに従えば新価保険の利益は利用利益でもなければ、収益利益でもない。だから新価保険の利益を飽く迄積極財産に関する利益と見たいならば、それは所有者利益という他はない。しかしそれには評価上の問題がある。やはり、積極財産に関する利益としてではなく、消極財産に関する費用の利益と見るべきである。博士もいわれるように復旧は復旧費の支払によって可能となるのであるから、その本質は費用利益に他ならない。新価保険を費用利益の保険と見ることは——博士は新価保険全体を費用保険と見る見解を指しておられるから、新旧差額についてのみ費用利益の保険とみる見解にはそのままは妥当しないが——決して「現象形態にのみ捕われた皮相な見解」とは思わない。

（一橋大学助教授）